

香芝市告示第26号

香芝市営住宅条例（平成9年条例第18号）第14条第2項の規定に基づき、令和8年度香芝市営住宅の家賃算定に係る公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、次のとおりとする。

令和8年2月24日

香芝市長 三橋和史

部屋タイプ	数値
2DK一般用	1.0837
2DK高齢者用	1.0900
3DK一般用	1.0843
3DK高齢者用	1.0904
3DK身体障害者用	1.0970